

経済産業省の物流政策について ～物流効率化法～

2025年7月4日

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

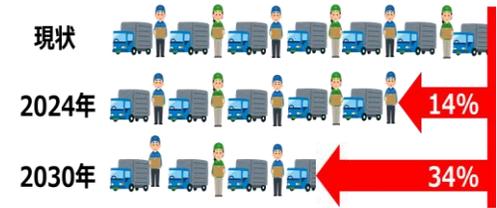
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○**特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*2。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を義務付け。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①**必要な法令等の知識**を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

荷主・物流事業者に対する規制措置のポイント

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等を図る。

すべての事業者

○①**荷主***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

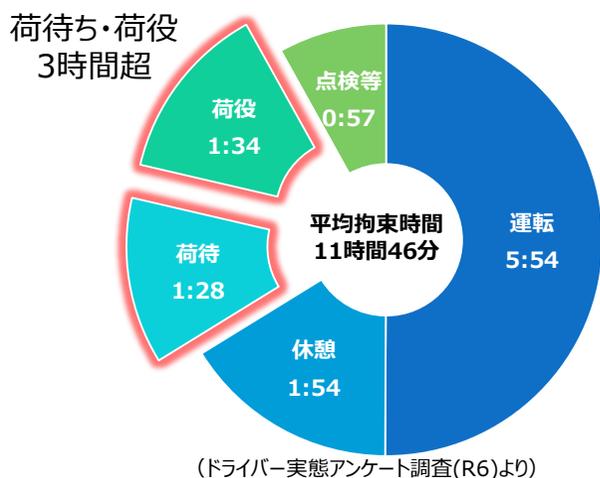
○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○**特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

---【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】---【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】---【荷主等が取り組むべき措置の例】---



取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

<荷主・物流事業者の判断基準等>

○すべての荷主 (発荷主、着荷主)、連鎖化事業者 (フランチャイズチェーンの本部)、物流事業者 (トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫) に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準・解説書を策定。

① 積載効率の向上等

- ・複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等

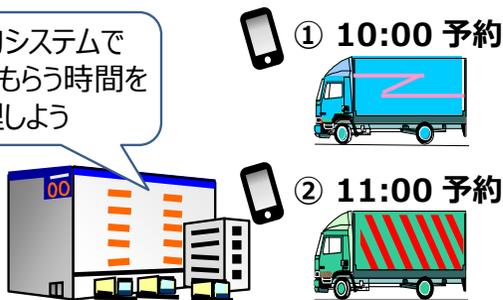


地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う

予約システムで
来てもらう時間を
整理しよう



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

○荷主等の判断基準について、物流事業者を対象として定期的なアンケート調査を行い、上記①～③の取組状況を把握するとともに、これらの回答の点数の高い者・低い者も含め公表 (点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する)。

<物流に係る事業者等の責務>

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者についても、その取組方針や事例等を示すことを検討。 3

<特定荷主（連鎖化事業者）の指定基準>

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の荷主（特定荷主）**について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者 取扱貨物の重量 9万トン以上（上位3,200社程度）

<中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - (1) **実施する措置**
 - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - (3) 実施**時期** 等

定期報告

- 記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
 - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
 - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

<物流統括管理者の選任（法第47条）>

第四十七条 特定荷主は、第四十五条第一項又は第五項の規定による**指定を受けた後、速やかに**、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を統括管理する者（以下この条において「**物流統括管理者**」という。）を選任しなければならない。

一 前条の**中長期的な計画の作成**

二 自らの事業に係る貨物の運送を行う運転者への負荷を低減し、及び輸送される物資の貨物自動車への過度の集中を是正するための**事業の運営方針の作成及び事業の管理体制の整備**に関する業務

三 その他運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要な業務として**主務省令で定める業務** → **詳細は次ページへ**

2 物流統括管理者は、特定荷主が行う**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者**をもって充てなければならない。

3 特定荷主は、第一項の規定により物流統括管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、**遅滞なく、その氏名及び役職を荷主事業所管大臣に届け出なければならない**。これを解任したときも、同様とする。

（物流統括管理者に関する規定（第7条から第9条まで））

第7条：法第47条第1項の規定による物流統括管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

ア) 物流統括管理者を選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任すること。

イ) 法第45条第1項の規定による指定を受け、かつ、同条第5項の規定による指定を受けた荷主は、**同一の者を特定第一種荷主及び特定第二種荷主の物流統括管理者として選任すること。**

ウ) 法第64条第1項の規定による指定を受けた連鎖化事業者が法第45条第1項又は第5項の指定を受ける場合は、**同一の者を特定連鎖化事業者及び特定第一種荷主又は特定第二種荷主の物流統括管理者として選任すること。**

第8条：法第47条第1項第3号の主務省令で定める業務は、次のとおりとする。

ア) 第10条の報告書の作成事務並びに法第50条第1項及び第2項の報告の作成事務に関すること。

→ **定期報告書**（並びに報告徴収・立入り検査の報告）の作成

イ) 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のための開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送又は受渡しに係る業務に係る各部門間の連携体制の構築及び当該各部門の効率化に関する従業者の意識の向上に関すること。

→ **社内における物流に係る部署の統括と従業員の意識向上**

ウ) 特定荷主が管理する施設における効率化に関する情報処理システムその他の設備の維持及び新設、改造又は撤去並びに器具、設備、データ等の標準化に関する計画の作成、実施及び評価に関すること。

→ **物流に関する設備等の更新や標準化に向けた計画の作成**

エ) 効率化に向けた取引先その他の関係者との連携及び調整に関すること。

→ **社外における物流における関係者との連携及び調整**

第9条：法第47条第3項の規定による届出は、様式第4による届出書を提出してしなければならない。

（参考）省令【意見募集期間 2025年5月30日（金）～2025年6月28日（土）】

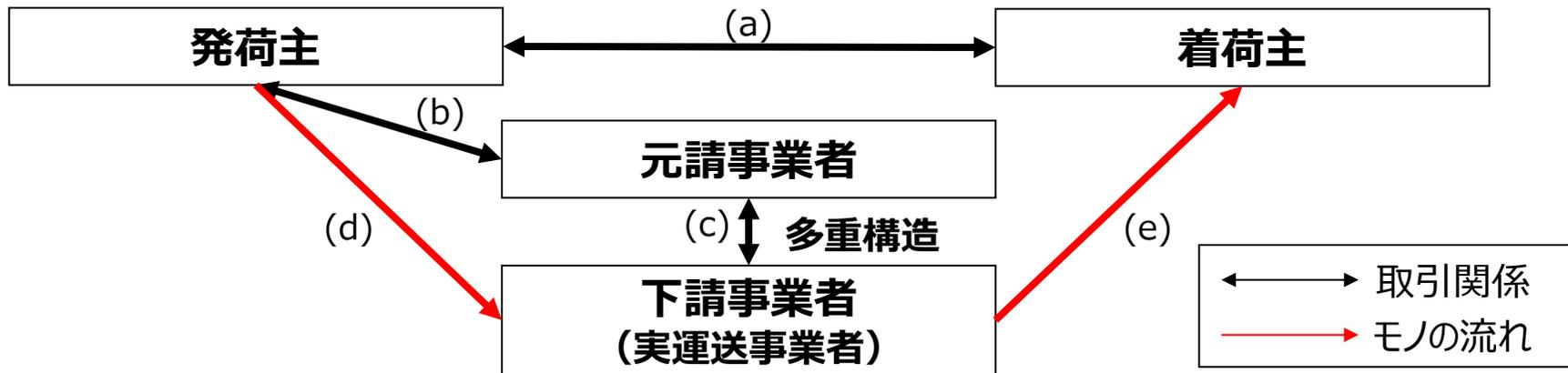
件名：物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令案及び物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく連鎖化事業者に係る届出等に関する省令案についての意見・情報の募集について

内容：**中長期計画等の届出方法や記載すべき事項、様式等**に加えて、**重量の算定方法**等

（URL）<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550004135&Mode=0>

物流における取引関係・モノの流れ

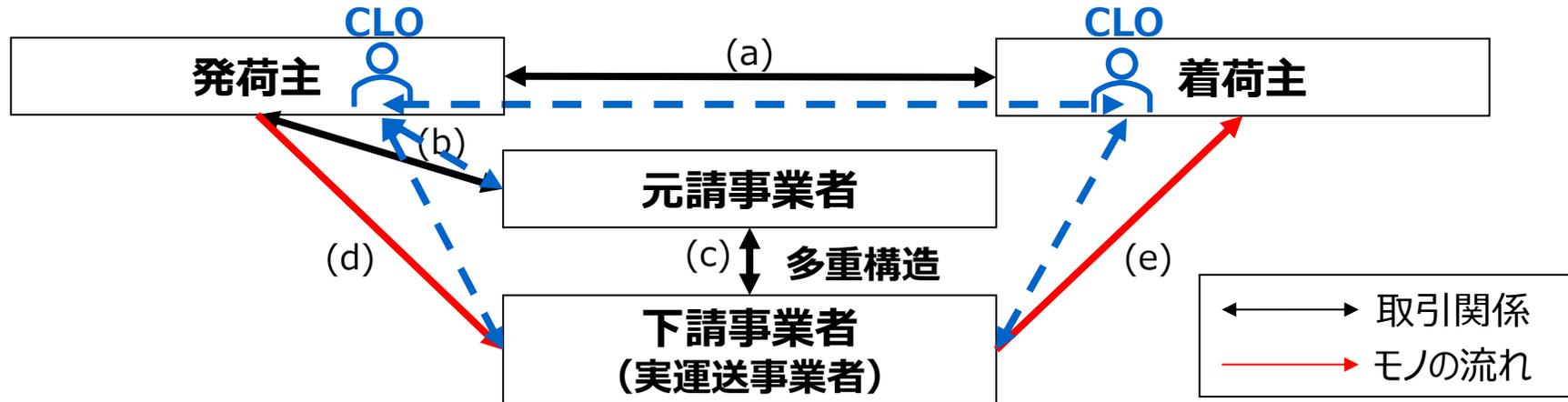
- 物流の構造は重層的であり、各主体において課題があるが、①積載率の向上、②荷待ち・荷役作業等の時間の短縮のためには、「発荷主」、**特に「着荷主」の行動変容**が必要。



対象	類型	輸送に係る課題
(a) 発荷主-着荷主	受発注	・ 納品時間 (リードタイム) 、 受注×時間による無理な配送依頼 ・受発注の波動による需要偏在 ・(e) で発生した事由の処理
(b) 発荷主-元請事業者	運送契約	・取引適正化 (運賃・料金等) ・その他安全な輸送を妨げる行為 ・(d)(e)で発生した事由の処理
(c) 元請事業者-下請事業者	下請契約	・取引適正化 (運賃・料金等) ・(d)(e)で発生した事由の処理
(d) 発荷主-下請事業者	荷積み	・ 長時間の荷積み待ち ・契約にない附带作業
(e) 下請事業者-着荷主	輸送、荷卸し	・取引関係にない着荷主の指示 ・ 長時間の荷卸し待ち ・契約にない附带作業

物流における取引関係・モノの流れ (CLOの役割は「外交」)

- 物流とは、「荷主-荷主」「荷主-物流事業者」の間の「**関係**」から創発。
- CLOは、「荷主-荷主」「荷主-物流事業者」の間の「**関係**」をつなぐ「**外交**」の責任者



対象	類型	輸送に係る課題
(a) 発荷主-着荷主	受発注	・ 納品時間 (リードタイム) 、 受注時間による無理な配送依頼 ・受発注の波動による需要偏在 ・(e) で発生した事由の処理
(b) 発荷主-元請事業者	運送契約	・取引適正化 (運賃・料金等) ・その他安全な輸送を妨げる行為 ・(d)(e)で発生した事由の処理
(c) 元請事業者-下請事業者	下請契約	・取引適正化 (運賃・料金等) ・(d)(e)で発生した事由の処理
(d) 発荷主-下請事業者	荷積み	・ 長時間の荷積み待ち ・契約にない附帯作業
(e) 下請事業者-着荷主	輸送、荷卸し	・取引関係にない着荷主の指示 ・ 長時間の荷卸し待ち ・契約にない附帯作業

【水平/協調領域】異業種企業間の協調による物流改革（CLOの役割は「外交」）

- 日清食品とJA全農は物流および原材料の調達・供給に関する包括的な連携を開始し、物流の2024年問題の解決、米穀など国産農畜産物の安定的な調達・供給に向けた仕組みづくりを実施。
- 異業種企業間の連携には、企業の経営層レベルの「外交」が必要。

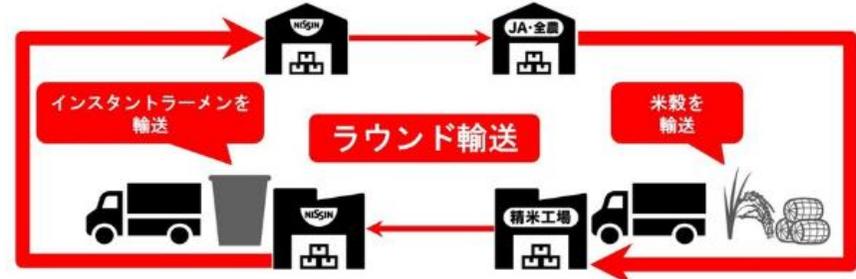
“持続可能な物流スキームを構築するほか
日本の農畜産物の消費拡大にも貢献”



(左) JA全農 高尾常務理事、(右) 日清食品 深井取締役 2023年10月31日

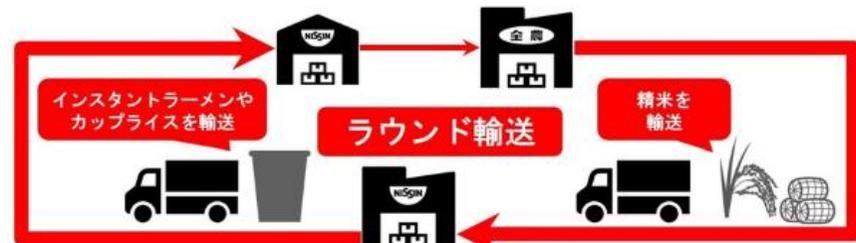
岩手～茨城間の「ラウンド輸送」

岩手のJA米穀保管倉庫から関東の精米工場へ米穀をトラックで輸送した後、同じトラックで茨城の日清食品工場から岩手の日清食品製品倉庫へインスタントラーメンを輸送。従来比でトラック1台当たりの実車率が約12%向上。



福岡～山口間の「ラウンド輸送」

福岡のJA精米工場から山口の日清食品工場へカップライスの原料米を輸送後、山口の日清食品工場で作ったカップライス等を同じトラックで福岡の日清食品製品倉庫へ輸送。荷降ろし地と積込み地が同じのため、荷物を降ろしてから次の荷物を積むまでの距離がゼロ化、ドライバー拘束時間を約7%削減。物流資材も製品と一緒に輸送することで積載率が約9%向上。



荷降ろしと積込みを同一場所で行う 横移動ゼロ化 空車回送を極力発生させない

【水平/協調領域】競合企業間の協調による物流改革（CLOの役割は「外交」）

- 令和5年3月16日に、大手小売事業者のサミット(株)・(株)マルエツ・(株)ヤオコー・(株)ライフコーポレーションが、定番商品の発注時間の見直しや、特売品等における発注・納品リードタイムの確保等といった食品流通網のあり方を再構築するための取組を進めていくことを共同で宣言した。
- 競合企業間の協調のためには、企業の経営層レベルの「外交」が必要。

持続可能な食品物流構築に向けた取り組み宣言

私たち食品スーパーマーケットは、お客様の豊かで楽しい食生活の実現とライフラインとしての役割を果たすべく、適時・適品・適量の食料品供給を実現するための流通網を構築してまいりました。しかし、流通を取り巻く環境や世の中の価値観は変化し、SDGsなどの社会・環境分野の課題や物流分野の課題などから、食品物流では近い将来、商品が運べなくなる危機が迫っています。

一方、令和3年に閣議決定された「総合物流施策大綱」では、加工食品分野の物流標準化・商慣習改革を推進するとされています。また、国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省が令和2年に策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン(加工食品、飲料・酒流通編)」や、製・配・販の各階層が参画する「フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト(FSP)」の提案において、リードタイムの延長や3分の1ルールの見直しなどの徹底などが課題に対する具体的解決策として示されているところです。

これらを踏まえ、私たち4社は、現在、そして将来に向けた食料品の安定供給維持に向けて、今までの取り組みを見直し、食料品流通網のあり方を再構築するための取り組みを進めてまいります。

上記を実現するために、以下の取り組みを実行いたします。

1. 加工食品における定番商品の発注時間の見直し

加工食品における定番商品の店舗発注時間を前倒しすることで、お取引先様の夜間作業の削減および調整作業時間の確保を実現いたします。

2. 特売品・新商品における発注・納品リードタイムの確保

特売品・新商品の計画発注化を進め、確定した発注データをもとに商品や車両の手配ができる環境を整えることで、緊急手配等の作業負担を軽減するとともに、積載効率および実車率を向上させます。

3. 納品期限の緩和(1/2ルールの採用)

加工食品における180日以上賞味期間の商品に対し、「1/2ルール」を採用することで、商品管理業務の負担を軽減し、食品物流の効率化をはかります。

4. 流通BMSによる業務効率化

卸売業と小売業間の受発注方式に、標準化された流通BMSを導入することで、高速通信による作業時間確保、伝票レス・検品レスによる業務効率化を進めます。

2023年3月16日
サミット株式会社
株式会社マルエツ
株式会社ヤオコー
株式会社ライフコーポレーション

4社による取り組み宣言

※「物価高における流通業のあり方検討会」資料より抜粋

＜取組内容＞

1. 加工食品における定番商品の発注時間の見直し
2. 特売品・新商品における発注・納品リードタイムの確保
3. 納品期限の緩和（1 / 2ルールの採用）
4. 流通BMSによる業務効率化

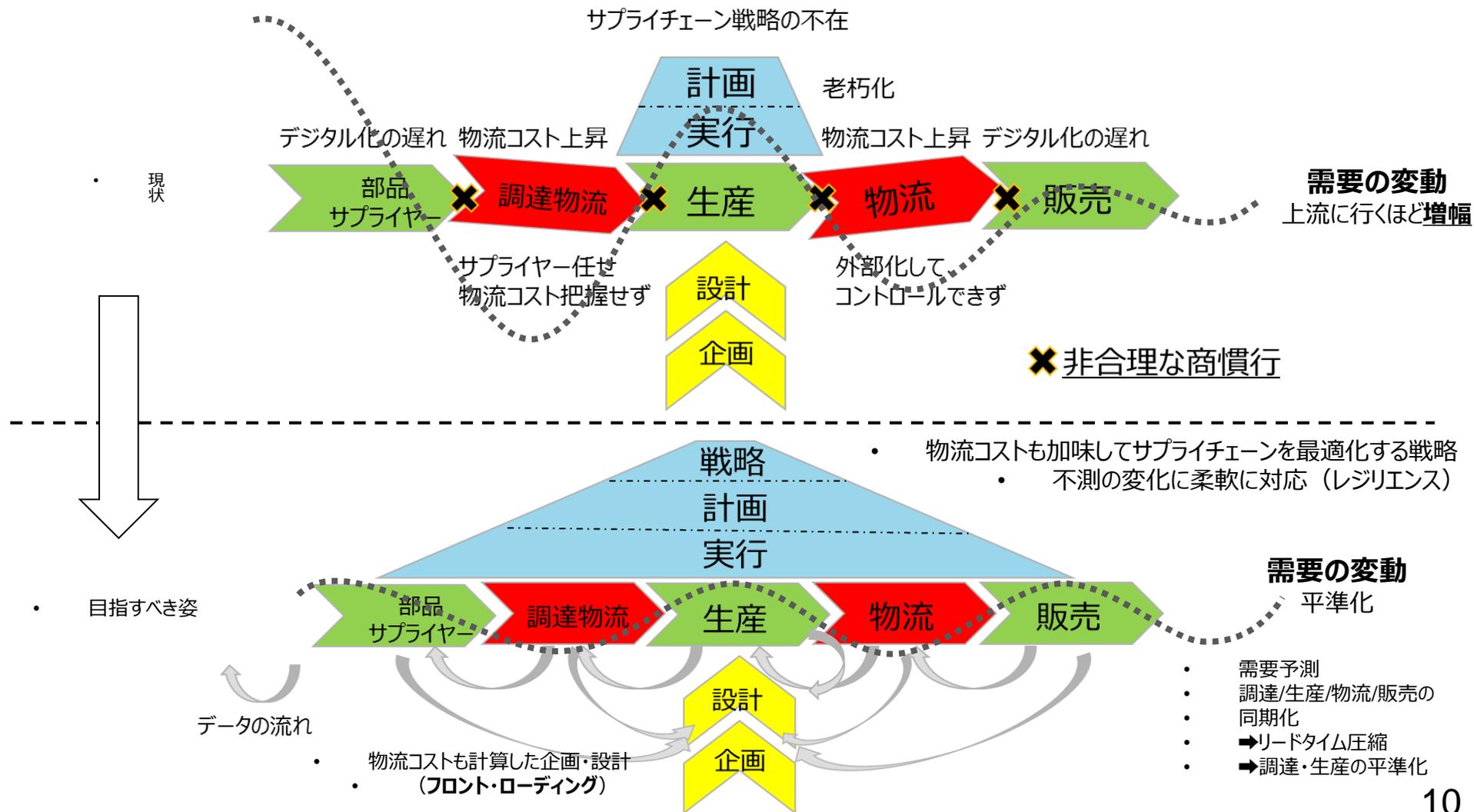
能な食品物流に向けた取り組みに関する記者発表



4社社長による記念撮影

【垂直/競争領域】物流も統合したサプライチェーン・マネジメント（SCM）

物流の能力が競争力を左右する時代においては、企業は、**物流も統合したサプライチェーン・マネジメント**を確立すべく、**デジタル技術**をフル活用し、経営を**変革(DX)**すべき。



今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布

➤ **2025年4月1日**

法律の施行①

基本方針
荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
判断基準に関する調査・公表 等

特定事業者の指定に向け
荷主：取扱貨物重量の把握
トラック：車両台数の把握
倉庫：保管量の把握

➤ **2025年秋頃 (P)**

判断基準に関する調査・公表の実施

➤ **2026年4月 (想定)**

法律の施行②

特定事業者の指定
中長期計画の提出
物流統括管理者（CLO）の選任 等

定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測

➤ **2026年5月末 (P)**

特定事業者の届出～指定手続

→ **荷主は、指定後速やかに物流統括管理者の選任届出**

➤ **2026年10月末 (P)**

中長期計画の提出

➤ **2026年秋頃 (P)**

判断基準に関する調査・公表の実施

➤ **2027年7月末 (P)**

定期報告の提出

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトについて

物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

荷主判断基準の解説書

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-book.pdf>

荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-casestudies-book.pdf>



物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、物流の持続的な成長を図るため、荷主・物流事業者に対する規制的措置が定められました。すべての荷主・物流事業者に、物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。また、一定規模以上の特定事業者に対し、中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。趣旨をご理解いただき、物流効率化の取組を推進してください。

[本プラットフォームについて](#)

CHECK!

5分でわかる
物流効率化法の
改正のポイント

荷主の判断基準等について（法第43条）

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。判断基準に定めている内容等をこのページにて紹介しますので、これを参考にして、効率化に向けた取組を実施してください。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については

- [荷主の判断基準省令全文](#)
- [荷主判断基準の解説書 \(1.4MB\)](#)
- [荷主判断基準の解説書事例集 \(2.9MB\)](#)
- [物流パターンごとの荷主の考え方 \(1.1MB\)](#)

御清聴、ありがとうございました。